

	問	答
1	Q: 個人事業主は補助対象事業者として認められるか？	A: 補助対象事業者には、旅館業法上の「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た、「個人事業主」を含みます。
2	Q: 指定管理者は補助対象事業者として認められるか？	A: 補助対象事業者には旅館業法上の「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た「指定管理者」または「市町村長」を含みます。 また、市町村長が旅館業法上の許可者である場合、指定管理者との共同申請としてください。共同申請が難しい場合、市町村長は、以下の文書の提出をすることにより、指定管理者と共同申請したものとみなします。 (追加提出文書) 指定管理協定書など建物の所有権や改修等の役割分担がわかる資料
3	Q: 今後、宿泊施設を設置し、旅館業法の許可を取得予定である場合は？	A: 交付決定時に指示する期限内に旅館業法上の営業許可を得ることを条件に補助対象事業者として認めます。
4	Q: 工事対象の建物が自社所有でない者からの申請は？	A: 交付決定時に指示する期限内に自社所有とすることを条件に補助対象事業者として認めます。